

# 残存有効期間同一旅券の申請案内

2023.03.27

神奈川県で申請できるのは、神奈川県内に住民登録または居所がある方です。

## ■ 残存有効期間同一申請について

- 有効な旅券に記載されている氏名や本籍の都道府県名等に変更があった方や、有効旅券の査証欄の余白が少なくなった方は、「残存有効期間同一申請」又は「切替申請」をしてください。  
「残存有効期間同一申請」は、現在の旅券の有効期間満了日を変えずに、新しい旅券を発行するものです。なお、現在の旅券の残存有効期間を切り捨て、新旅券（10年用又は5年用）への「切替申請」をすることもできます。
  - 有効な旅券に記載されている氏名や本籍の都道府県名等に変更があった場合は手続きが必要ですが、**次にあてはまる場合は申請の必要はありません。**
    - 本籍の異動が同一都道府県内の場合。**
    - 現住所だけが変わった場合。**  
ご自身で旅券の最終ページ（裏表紙の内側）にある所持人記入欄の前住所を二重線で消し、新住所を記入してください。  
ただし、2020年2月4日以降に申請された旅券には所持人の現住所を記入する欄はありません。
    - 改姓等により戸籍上の変更はあるが、旅券面のローマ字表記に変更がない場合。**  
例：小野（ONO）→ 大野（ONO） 阿部（ABE）→ 安部（ABE）
  - 国際結婚等で外国の氏名等を別名として併記又は削除する場合も申請することができます。
- ※ 従来の「記載事項変更申請」は令和5年3月27日から「残存有効期間同一申請」に変わりました。  
※ 従来の「増補申請」は令和5年3月26日で廃止となりました。

比較項目	残存有効期間同一申請	切替申請
所持人自署（サイン） 顔写真，旅券番号 ICチップ内のデータ	新しくなります ※旅券番号はお受取まで確認できません	
手数料	6,000 円	10年用 : 16,000 円 5年用 : 11,000 円 12歳未満 : 6,000 円
有効期間	発行日から現在の旅券の有効期間満了日まで	現在の旅券の残存有効期間は切り捨てとなり、 新旅券の発行日から10年間又は5年間
申請書	一般旅券発給申請書（残存有効期間同一用）：1通	一般旅券発給申請書（10年用又は5年用）：1通
申請に必要な書類	※未成年の方は法定代理人の署名が必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 戸籍謄本（戸籍抄本は不可。申請日前6ヶ月以内に発行されたもの。）：1通</li><li>● パスポート用写真（3頁参照）：1枚</li><li>● 前回発給された旅券（現在お持ちの有効な旅券）</li></ul> ※戸籍抄本では受付できません。戸籍事務が電算化された市区町村では「戸籍全部事項証明書」、電算化していない市区町村は「戸籍謄本」が発行されます。 ※有効旅券の査証欄の余白が少なくなった方の申請の場合、氏名や本籍の都道府県名等に変更がなければ、戸籍謄本は不要です。 ※へボン式ローマ字以外の表記を希望する場合は、ご自身の状況により、使用実績を示すつづりの確認ができる書類が必要になることがあります。 ※外国姓の表記を希望される場合は、外国の公的機関が発行したつづりが確認できる書類が必要です。 ※次に該当する方は、住民票の写しが必要です。住民票の写しは、申請日前6ヶ月以内に発行されたマイナンバー（個人番号）の記載がないものをお持ちください。 <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方（最初の窓口でその旨お伝えください）</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 転入・転居届提出日当日に旅券を申請する方</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県以外に住民登録をされていて一定の条件を満たす方</li></ul>	

## ■ 婚姻等により氏名や本籍の都道府県が変わる方へ ■

婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁等の届出をしてから新しい戸籍ができるまでに日数がかかります。パスポートの申請には新しい戸籍が必要ですので、原則として新しい戸籍ができてから申請してください。ただし、新しい戸籍ができてから申請したのでは間に合わない場合には、新しい戸籍謄本をパスポートの受取の際に提出することを条件に、申請者の新しい氏名、性別（続柄）、生年月日、本籍が確認できる「受理証明書」で申請できます。なお、外国人との婚姻により外国の姓に変更する場合は、「受理証明書」に加えて「氏の変更届受理証明書」も必要になります。「受理証明書」で申請ができるのは、本人申請と配偶者又は二親等以内の親族の代理提出に限られますのでご注意ください。





## ■ 県パスポートセンター窓口のご案内

パスポートセンター専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

名称	本所（横浜）	川崎支所	県央支所（厚木）
申請受付	月・木・金 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00	月～金	9:00～16:45
	※土曜日・日曜日・祝日は申請できません。		
受取受付	月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00	月・木・金・日 火・水	9:00～16:45 9:00～18:30
	土曜日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日） ※日曜日は受取のみです。日曜日が祝日と重なる場合でも受取できますが、年末年始の日曜日は休業です。		

名称	小田原出張所	横須賀出張窓口	平塚出張窓口
申請受付	月～金 (午前) 9:00～12:00 (午後) 13:00～16:45	毎週火曜日のみ (午前) 10:00～12:00 (午後) 13:00～16:15	毎週木曜日のみ (午前) 10:00～12:00 (午後) 13:00～16:15
受取受付	パスポートの受取はできません		
受取場所	小田原出張所 又は 県央支所 を選択	本所 又は 川崎支所 を選択	本所 又は 県央支所 を選択
※選択した後の受取場所の変更はできません			
休業日	土曜日・日曜日・祝休日 及び 年末年始（12月29日～1月3日）	祝休日と重なる火曜日 及び 年末年始（12月29日～1月3日）	祝休日と重なる木曜日 及び 年末年始（12月29日～1月3日）

## ■ 受取 年齢に関係なく旅券名義人である申請者本人でなければ受け取ることができません

- 申請時にお渡しする「パスポート（旅券）引換証」が必要です。
- 前回発給された有効中のパスポートを必ずお持ちいただかないと、今回申請された新しいパスポートはお渡しできません。なお、お持ちいただいた前回のパスポートは、穴あけ処理をしてお返しします。
- 発行日から6ヶ月以内にお受け取りください。発行日から6ヶ月以内に受け取りをされない場合、申請された新しいパスポートは失効となりお渡しできません。また、**次回申請の際に別途追加で手数料（6,000円）が必要となります**ので、ご注意ください。

## ■ 受取までの日数 土曜日・日曜日・祝休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は日数に含みません

申請場所	受取場所	受取までの日数（申請日・受取日を含む）
本所	本所	6日目から
川崎支所	川崎支所	
県央支所	県央支所	
小田原出張所	県央支所	7日目から
	小田原出張所	8日目から
横須賀出張窓口	本所 又は 川崎支所	7日目から
平塚出張窓口	本所 又は 県央支所	

## ■ 代理提出をする方 申請者本人に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合

- 居所での申請や刑罰等関係に該当する方は、代理提出はできません。必ず申請者本人が窓口にお越しください。
- 申請書表面の「所持人自署」「刑罰等関係」、及び、裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄は、代理の方ではなく、必ず旅券名義人となる申請者本人が記入してください。
- 本人確認書類は、代理の方と申請者本人双方の書類が必要です。（有効な原本でコピーは不可）
- 代理の方による旅券の受取はできません。乳幼児でも必ず旅券名義人となる申請者本人がお越しください。

ご不明な点はパスポートセンターにお問い合わせください

電話案内センター **横浜045-222-0022**

電話受付時間：月・木・金・日 9時～17時 / 火・水 9時～19時（休業日は除きます）

※横浜市外からお掛けの方は市外局番045をお忘れなくお願いします

電話案内センターを利用できない方はホームページをご覧ください 公式サイト [神奈川県パスポートセンター](#)